

＝評価書を変更した部分

提出された意見の内容	対応する評価書の項目	ページ			評価書の変更	提出された意見に対する評価実施機関の考え方
		個人市民税	固定資産税	介護保険		
意見 1						
1. 特定個人情報の取得のリスクについて						
(1) 情報の取得						
①法令に違反するリスク(利用目的を通知しているか)	Ⅱ 3. ⑤本人への明示	15	12	10, 44, 69, 94, 119	—	利用目的の通知は当該項目で明記されている。
②取得の方法・手段によってリスクが異なります。 ・例えば窓口における取得か ・FAX、郵送による取得か ・メール添付による取得か	○入手方法 Ⅱ 3. ②入手方法	15	12	10, 44, 69, 94, 119	—	特定個人情報の入手方法は当該項目で明記されている。
	○リスク対策 Ⅲ 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	36, 37	38, 39	124, 125	—	特定個人情報を入手する際のリスクに対する措置は、当該各項目の措置の内容で明記されている。
(2) 利用・加工						
①システムへの取り込み⇒納品されたデータをアップするだけか、他の手段で行うのか不明であるが、担当者を限定する必要があります。(アクセス者をID、パスワードにより限定が必要です。)	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用	37-39	39-41	125, 126	あり	特定個人情報を使用する際のリスクに対する措置は、当該各項目の措置の内容で概ね明記されているが、一部記載漏れがあるため、追記する。
②システムへの照会・取得⇒入力する場合は誤入力チェックが行われているか? 複数による誤入力チェックが望ましい。	Ⅲ 2. リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	36	38	124	—	特定個人情報を入力する際のチェック方法については、当該項目で明記されている。
(3) 移送・送信						
①移送の手段によってリスクが異なります。(公共交通機関利用、社用車か)	Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	40, 41	43	—	あり	【誤った相手に提供等するリスク】について、「送付先の確認を徹底している」とあるが、徹底している確認内容について具体的な記載に改める。 【不正な提供・移転が行われるリスク】について、ルール遵守状況の確認方法に一部記載漏れがあるため、追記する。
②送信の手段によってリスクが異なります。(専用線、メール添付送信、ストレージの利用)						
2. 委託におけるリスク						
(1) 取得した情報の委託						
委託先への情報の移送・送信の手段によってリスクが異なります。情報を委託先へどんな手段で移送するのか 持参か、公用車か、メール添付か、ストレージ等の利用か	○提供方法 Ⅱ 4. ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	16-21	13-18	11-13, 45-47, 70-73, 95-97, 120, 121	—	委託先への特定個人情報ファイルの提供方法は当該項目で明記されている。
	○リスク対策 Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	39	42	127	あり	委託元と委託先間の提供に関するルール遵守の確認方法は記載されているが、提供に関するルールの内容が記載されていないため、追記する。
(2) 委託先の選定・評価						
①委託先は、特定個人情報のリスク管理ができていないか、委託先を評価し選定する必要があります。(必要な安全措置がとられているか)	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	39	41	127	あり	システム開発保守サービス委託については情報保護管理体制が明記されているが、その他の委託事務について記載がないものがあるため、追記する。
②委託契約書には、監査、報告、漏えい事故が発生した場合の報告や再委託の承認等の条項が盛り込まれているか?	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	39, 40	42	128	—	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定については当該項目で明記されている。
	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	40	42	128	—	再委託を行う場合の具体的な方法は当該項目で明記されている。
(3) 委託先におけるデータの取扱い						
委託した業務が終了した場合のデータ等の取扱い(消去、返還等)について	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	39	42	127	—	委託先における特定個人情報の消去ルールは当該項目で明記されている。

提出された意見の内容	対応する評価書の項目	ページ			評価書の変更	提出された意見に対する評価実施機関の考え方
		個人市民税	固定資産税	介護保険		
3. システムインフラについて						
(1) 端末はデスクトップかノートPCかによりリスク対策が異なります。 ノートPCの場合盗難防止措置(ワイヤーロックや使用しない場合は施錠保管等)	Ⅲ 7. リスク1⑤物理的対策	45	46	133	—	クライアント端末について、セキュリティワイヤを取り付けることを当該項目で明記している。
(2) 漏えい対策 システムの使用しているサーバやPC端末は、OSは何を使用し脆弱性対策はとられているか？ また、ウイルス対策はとられ、最新のパターンファイルに更新が行われているか？	Ⅲ 7. リスク1⑥技術的対策	46	47	134	—	特定個人情報の漏洩・滅失・毀損を防ぐための技術的対策については当該項目で明記されている。
(3) サーバは、システム環境が保たれた場所に設置されているか、(サーバ室、施錠されたラック)	Ⅲ 7. リスク1⑤物理的対策	45	46	133	—	サーバ室の物理的対策については当該項目で明記されている。
(4) バックアップの措置が取られているか	Ⅲ 7. リスク1⑤物理的対策	45	46	133	—	特定個人情報の退避データの作成及び保管については当該項目で明記されている。
(5) 停電や漏水等の対策がとられているか	Ⅲ 7. リスク1⑤物理的対策	45	46	133	—	サーバ室の物理的対策については当該項目で明記されている。
(6) ファイル交換ソフト等の使用制限	Ⅲ 3. リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	39	41	126	—	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置については当該項目で明記されている。
	Ⅲ 7. リスク1⑥技術的対策	46	47	134	—	不正プログラム等を防ぐための技術的対策については当該項目で明記されている。
意見2						
特記事項に委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に関する契約のほか、流出・漏えいした場合に備える損害賠償の予定に関する記述を追加するべきである。	(表紙) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項				—	委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に関する契約については、契約書に別記する個人情報取扱特記事項に定めている。 また、個人情報等秘密とすべき情報が流出・漏えいした場合における損害賠償等については、法令等に基づき適切に対応するものとしている。 なお、該当する欄の記載については、「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)記載要領(「特定個人情報保護評価指針の解説」別添4)」において、「評価対象の事務において評価実施機関が実施しているリスク対策のうち、特に力を入れて取り組んでいること等、特記して一般に向けて積極的に情報提供したいものがある場合」に記載するものとあり、本市においてはこれに該当しないことから修正はしないものとする。